令和７年６月１日
三豊市総務部管財課

建設業者の皆様へ

解体工事に係る発注方法について（お知らせ）

三豊市では、解体工事に係る発注業種について、令和５・６年度の入札参加資格格付（令和５年６月１日以降）の発注分より「解体工事業」として見直し、経過措置を設けた運用で発注してきたところですが、以前よりお知らせしておりましたとおり、令和７・８年度の入札参加資格格付（令和７年６月１日以降）の発注分より統一した区分による運用を行うものとします。

○令和５・６年度（令和５年６月１日～令和７年５月３１日発注分まで）

解体工事の内容	発注（指名）業種区分
【ⓐ建築構造物の解体工事】 ・建築構造物の取壊し、撤去のみ又は整地までを行う工事で、総合的な調整を要しないもの	※次のア又はイの資格を満たす者を指名するものとします。（どちらかに該当する者） ア．解体工事で本市の登録を受け、かつ同指名基準を満たす者 イ．建築一式工事で本市の登録を受け、かつ同指名基準を満たす者のうち、解体工事業の許可（本市登録の有無は問わない）を有する者
【ⓑ土木工作物の解体工事】 ・土木工作物の取壊し、撤去のみを行う工事で、総合的な調整を要しないもの	解体工事で本市の登録を受け、かつ同指名基準を満たす者（上記アに該当する者）

【注意点】

※「イ」に係る経過措置

（１）「イ」による取扱いは、三豊市内に本社を有する者のみ。

（２）見直しに伴う令和５・６年度に限定した暫定措置とし、以後は「ア」に統一。

（３）発注にあたっては、解体工事の資格基準（ランクや請負対象設計金額）に関係なく、建築一式工事の同基準に準じる。

（４）「イ」の資格を有する者が「ア」の資格を有する場合は、当該「解体工事」のランクに関わらず、経過措置期間中は「イ」の資格者として取扱う。【ⓐの工事に限る】

〇令和７・８年度（令和７年６月１日以降発注分より）

解体対象物	発注業種区分
【建築構造物の解体工事】 ・建築構造物の取壊し、撤去のみ又は整地までを行う工事で、総合的な調整を要しないもの	解体工事で本市の登録を受け、かつ同指名基準を満たす者
【土木工作物の解体工事】 ・土木工作物の取壊し、撤去のみを行う工事で、総合的な調整を要しないもの	

※これまでと同様に、**『総合的な調整を要する工事』**とは、次に該当する場合とし、当該工事については、建築又は土木一式工事の登録業者に発注するものとします。

（１）対象物の構造及び機能を十分に熟知した技術者による包括的な安全管理や指導が必要となる解体工事。

（２）建築物の改修や建替え等、解体と合わせて一体的に行う建築工事。

（３）解体ほか、複数の工事種別（業種）による付帯工事と併せて行う建築又は土木工事。